

# 国立国会図書館

## 電波利用料をめぐる議論

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 815 (2014. 2. 27.)

- はじめに
- I 電波利用料制度の概要と経緯
- 1 電波利用料制度の概要
  - 2 電波利用の経緯と電波利用料の創設から現在まで
- II 諸外国における電波利用に係る費用
- 1 米国
  - 2 EU
  - 3 まとめ
- III 電波利用料制度に関する議論
- 1 電波利用料の法的性格
  - 2 料額に関連した議論—特性係数を中心に
  - 3 用途の拡大と受益者負担
- おわりに

- 無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波共益事務）の処理に要する費用として放送局・携帯電話事業者等の無線局に課せられている電波利用料の制度が見直しの時期にある。
- 電波利用料の予算規模や用途は導入当初と比較して拡大しており、このことが制度の性格、負担の公平性、料額の算定方式と共に議論されてきた。
- 諸外国をみても類似の制度の趣旨は様々であり、電波利用料は行政事務の手数料としてと同時に、電波利用の適正化をはかるための経済的なインセンティブとしての側面から、電波に関する制度全体のなかで検討される必要がある。

国立国会図書館

調査及び立法考査局国土交通課

こうたり ゆう たろう  
(神足 祐太郎)

## はじめに

電波（周波数）<sup>1</sup>は、有限な資源<sup>2</sup>であり、混信の防止が必要なことから、利用の許可（無線局の免許付与）等の電波管理は、日本では政府が担うことになっている。近年、携帯電話の急速な普及等により電波の不足が問題となり、その適切な配分や有効活用が課題となっている。

政府が無線局の管理等に要する費用に充てるため、毎年放送局や携帯電話事業者、アマチュア無線利用者等の無線局から徴収する「特殊な負担金」として、「電波利用料」がある。電波利用料の使途や予算規模は平成 5（1993）年の制度創設以来拡大を続けてきた。携帯電話事業者に課せられる電波利用料は、携帯電話利用料金を通じて利用者が負担しているとも考えられ、国民の多くがその一部を負担しているといえる。

使途が拡大していくことやそれに伴い予算規模が増大することについては、電波の利用者に共通の利益を目的とするという趣旨に照らし、批判的な見方もある。一方で、近年歳出の大部分を占めてきた地上波デジタル放送への移行も完了し、今後関連の歳出の減額も見込まれることから、電波利用料制度の在り方について再検討すべき時期にあるといえる。

本稿では、まず電波利用料制度を概観する。その上で、主要諸外国における類似制度との比較を行う。さらに、近年の我が国における電波利用料をめぐる議論を紹介する。

## I 電波利用料制度の概要と経緯

以下では、我が国における電波利用料制度の概要を確認したうえで、日本における電波利用の開始から電波利用料制度導入に至るまでの経緯を概観する。

### 1 電波利用料制度の概要

電波利用料は、平成 5（1993）年の電波法改正によって導入された制度で、電波利用の共益費用として、電波を直接に利用する免許人等に納付を求めるものであり、「電波法」（昭和 25 年法律第 131 号）第 103 条の 2 及び第 103 条の 3 に規定されている。

第 103 条の 2 第 4 項において、電波利用料は「次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一项の表示者が納付すべき金銭」と定義され、同項にその

---

※本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2014 年 2 月 20 日である。

<sup>1</sup> 電波とは、法令上、「電波法」（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条で、「300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう」と定義されている。周波数とは、波が 1 秒間に振動する回数のことであるが、電波とほぼ同義の語として用いられることもある。本稿では、原則として「電波」の語を用いるが、文脈上必要な限りにおいて「周波数」と表記する。

<sup>2</sup> 電波の利用はしばしば土地の利用に例えられる。両者は、①有限な資源である、②電波・土地を利用して事業を行うことができる、③所与の条件（電波：周波数帯、土地：場所）により価値が大きく異なる、等の点で共通性がある。（鬼木甫『電波資源のエコノミクス 米国の周波数オークション』現代図書、2002.）他方、電波利用料は、土地の代金（使用料）ではなく、マンションの共益費用のようなものである、という例えがよくされる（堀木卓也「概説 電波利用料制度 その仕組みと使途、放送との関わり」『民間放送』2013.10.13）。

使途が限定列挙されている。無線局全体が受益の対象となる事務処理（電波共益事務）<sup>3</sup>に対して用いられる特定財源である（同法第 103 条の 3）。

電波利用料は、少なくとも 3 年に 1 度見直され<sup>4</sup>、その都度電波共益事務の内容等が検討されている。料額についても、その後 3 年間の歳出予定額をもとに決定されている。平成 25（2013）年、総務省の「電波利用料の見直しに関する検討会」（座長：多賀谷一照・獨協大学教授）で制度の検討が行われた。これを踏まえて同年 8 月に「電波利用料の見直しに関する検討会報告書～電波利用料の見直しに関する基本方針～」<sup>5</sup>（以下「検討会報告書」という。）が公表された。これを受け、平成 26（2014）年通常国会に「電波法の一部を改正する法律案」（第 186 回国会閣法第 30 号）が提出されている。

## 2 電波利用の経緯と電波利用料の創設から現在まで

### (1) 電波利用の経緯

日本では、明治 29（1896）年から電波使用の研究が進められ、その発展と共にこれらを規律する法令<sup>6</sup>が制定された。これらは無線電信・無線電話を政府が完全に独占するということを定めたものであった<sup>7</sup>。その後、全てを官設で賄うことが難しくなったため、「無線電信法」（大正 4 年法律第 26 号）が制定され、必要な無線施設を民間で私設することが認められた。ただし、その基本思想は「政府が無線電信、無線電話を独占、専掌し、私人は特別な場合に限り、特に許されたもののみが電波の利用ができる」ということであったとされる<sup>8</sup>。

他方、1920 年代前半から民間の研究者等によるラジオの実験等が進められていたことが知られており<sup>9</sup>、大正 12（1923）年には「放送用私設無線電話規則」（逓信省令第 98 号）が定められている。ラジオの設置も許可を受ける必要があり、年額 2 円の聴取施設特許料を納めることとなっていた。また、放送施設者については、長距離用で年額 500 円、短距離用で年額 300 円の施設特許料を納めることとなっていた。聴取施設特許料は許可の手数料、監督及び保護に要する費用の償納、放送を享有し得る特権的利益に対する報償等の性質を帯びているものであると考えられていた<sup>10</sup>。

<sup>3</sup> 例えば、電波の監視・不正な無線局の取締りなど。

<sup>4</sup> 電波法附則第 14 項

<sup>5</sup> 「電波利用料の見直しに関する検討会報告書～電波利用料の見直しに関する基本方針～」電波利用料の見直しに関する検討会（平成 25 年 8 月）<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000246728.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000246728.pdf)>

<sup>6</sup> 明治 33（1900）年に逓信省令第 77 号が、大正 3（1914）年には逓信省令第 13 号が公布されている。

<sup>7</sup> 『電波庁事務概要』電波庁，1949，pp.1-5。無線電信法導入に至るまでの経緯については、同書を参照。

<sup>8</sup> 荘宏「電波三法 30 年 その過去と未来」『電波時報』（338），1980.3，pp.9-12。

<sup>9</sup> 例えば、吉見俊哉『「声」の資本主義—電話・ラジオ・蓄音機の社会史』河出書房新社，2012；山口誠「放送以前のラジオをめぐる多様な欲望」伊藤守編『メディア文化の権力作用』せりか書房，2002，pp.19-42 などに詳しい。

<sup>10</sup> 中郷孝之助「放送用私設無線電話 規則の改正に関連して」『無線と実験』3(1)，1925.5，p.6。なお、徴収する金額の算定について基礎を有するものではないことが問題視されており、後に聴取施設特許料の減額、毎年賦課されていたものを 1 回限りの徴収とするなどの改正が行われた（「ラジオの特許料 近く半減の意向 逓信当局で調査中」『朝日新聞』1926.8.11）。一方で、今日で言うアマチュア無線については、特許料等の納入は必要とされていなかったという（「短波長無線の素人実験局に就て」『無線と実験』1927.12 から 1928.3 までに連載，日本アマチュア無線連盟編『アマチュア無線のあゆみ 日本アマチュア無線連盟 50 年史』CQ 出版社，1976，pp.61-68 に引用。）。

戦後、いわゆる電波三法（「電波法」、「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）、「電波監理委員会設置法」（昭和 25 年法律第 133 号））が成立すると、民間放送局など民間による利用も一般化した。無線電信法が電波利用の政府による独占を原則としたのに対し、電波法は、「電波の利用範囲の拡大に伴い」、「万人の電波利用の自由を認め」る一方で、「電波はこの数に非常に限度がありますために、これを有効適切に使うための統制を加える」ことにしていると説明されている<sup>11</sup>。また、昭和 60（1985）年の通信自由化、その後の携帯電話の普及等により無線局は急増し、電波資源はその希少性を増した。電波法の制定された昭和 25（1950）年に 5,610 局であった無線局は、現在では約 1 億 5260 万局にまで増加している<sup>12</sup>。今後、M2M<sup>13</sup>と称されるような機械同士の無線通信にも注目が集まっており、無線局はますます増加すると考えられる。

## （2）電波利用料制度の経緯

無線局の急増やそれに伴う管理費用の増大を受けて、平成 2（1990）年には郵政省（当時）内で本格的に電波利用料制度創設に向けた活動が始まった<sup>14</sup>。その後、平成 3（1991）年に郵政大臣の私的懇談会である「電波政策懇談会」の提言で「受益者に対しそれに要する経費の相応の負担を求めることが、望ましい在り方」<sup>15</sup>であるとの見解が示され、電波法改正（平成 4 年法律第 74 号）により電波利用料が導入された<sup>16</sup>。この背景としては、無線局数の急増に見られる我が国の電波利用の増大・多様化のほか、総合的な電波利用方策・管理方策の確立の必要性、先進諸外国における近年の電波利用の多様化に伴う電波管理制度等の実施<sup>17</sup>が挙げられる<sup>18</sup>。

<sup>11</sup> 網島毅電波監理長官による答弁（第 7 回国会衆議院電気通信委員会議録第 1 号 昭和 25 年 1 月 24 日 pp.18-22.）

<sup>12</sup> 総務省の統計によれば、平成 25（2013）年 11 月末現在で全国の無線局数は 152,602,988 局（「地方局・局種別（平成 25 年 11 月末時点：全国）」総務省 HP <<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/musen/toukei/xls/00128.xls>>）

<sup>13</sup> 機械と機械（Machine to Machine）が IP ネットワークを介して相互に通信し合う通信形態を指す。機器や設備などにセンサー機能を組み込み、通信によってデータを収集することができる。近年議論のあるスマートグリッド等はその代表例とも言える。平成 24（2012）年時点で、M2M 機器の数は世界で 1 億 3600 万台（平成 23（2011）年 1 億台）とされており、世界の市場規模は 220 億ユーロとされる。今後も平成 28（2016）年までに市場規模で年率 15%程度程度の伸びが予測されている。近時注目される関連概念として、「実世界上のあらゆる物体や物理的な形状を持つ製品が、RFID チップやバーコードなどを介して電子的に識別可能となり、同時に固定・無線網を通してインターネットに接続することで、物体の状況・状態に応じたリアルタイムの制御・操作が（人間または機器によって）可能になる」状況を想定した Internet of Things（モノのインターネット）がある。

（DigiWorld Yearbook 2013, Montpellier: IDATE, 2013, pp.140-141; 和田恭「米国における M2M の動向」『ニューヨークだより』2012.3. <<http://www.ipa.go.jp/files/000006081.pdf>>）

<sup>14</sup> 森本哲夫ほか「座談会 電波利用料制度創設十周年—制度の目指したもの・行政への期待」『通信協会雑誌』1125 号, 2005.2, pp.4-19. なお、郵政省電波利用懇談会『新たな電波利用 電波資源の開発と高度利用による豊かな社会の実現』電気通信振興会, 1986 の提言においても、電波資源の開拓、周波数の有効利用技術等の開発の推進のため、「電波利用によって利益を受けるものが開発等の資金の一部を負担する方策についても検討すること」とされている。

<sup>15</sup> 「電波政策懇談会報告 21 世紀の活力ある電波利用社会を目指して」電波政策懇談会, 1991.

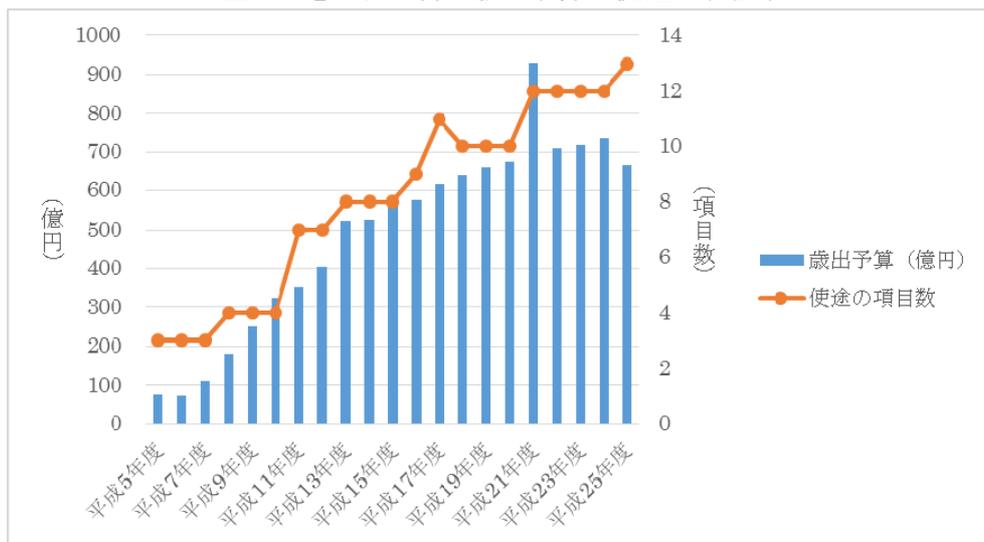
<sup>16</sup> 電波利用料制度の導入は「電波の有料化」であると捉えられており、導入に際しては、マスメディアを中心に「すでに電波割り当ての許認可権をもっている郵政省に重ねて料金徴収権を与えるのは、同省の業界への影響力拡張に利用されることにならないか」といった批判があった（「社説 電波の有料化は拙速を避けよ」『朝日新聞』1991.3.17）。

<sup>17</sup> 例えば、電波利用料制度の先行例も存在した（「電波有料化の衝撃 初年度は 200 億円を電波行政に補填」『日経コミュニケーション』1991.4.1, pp.21-22）。

<sup>18</sup> 渡邊伸司「電波利用料制度の創設経緯」『通信協会雑誌』987 号, 1993.8, pp.4-18.

その後概ね3年に一度の検討で料額の改定、用途の変更等が積み重ねられている。後述する通り、その用途は拡大の一途をたどっており、電波利用料制度が導入当初は3項目（「電波監視」「総合無線局管理ファイルの作成・管理」「その他（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）」）であったが、平成25（2013）年の電波法改正により防災行政無線のデジタル化に係る経費が加わり用途は14項目となった。また、制度導入当初75.6億円程度だった予算規模は、平成25（2013）年度歳入で741.3億円となっている<sup>19</sup>。（図1）

図1 電波利用料の歳出予算と用途の項目数



（注）用途の項目数は出典中当該年度において予算が振り分けられている項目の個数（その他を含む）。したがって、電波法上列挙されている用途の数とは必ずしも一致しない。

（出典）「電波利用料財源予算状況」総務省 HP <<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/fees/yosanhyo.pdf>> に基づき筆者作成。

## II 諸外国における電波利用に係る費用

行政手数料<sup>20</sup>、周波数オークション<sup>21</sup>によるものなど、用途、名目や料額の算定方式に違いはあるものの、諸外国においても電波の利用に際して利用者から国が一定の金額を徴収する制度<sup>22</sup>が見られる。以下では、諸外国における電波使用に係る課金の事例として、米国及び欧州諸国（イギリス、ドイツ、フランス）を紹介する。

<sup>19</sup> 「電波利用料財源予算状況」総務省 HP <<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/fees/yosanhyo.pdf>> 歳出規模が最も大きかったのは、平成21（2009）年度で、これは地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援が用途に加わったほか携帯電話等エリア整備事業にも予算が投じられたためである。

<sup>20</sup> 日本においても、国が無線局免許申請を処理するなど様々な役務を提供することが予定されていることから、電波利用料とは別に、そのための費用を手数料として徴収している（電波法第103条）。

<sup>21</sup> 周波数オークションをめぐる動向については以下を参照。砂田篤子「周波数オークションをめぐる議論」『調査と情報—Issue Brief—』750号、2012.4.24。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3489044\\_po\\_0750.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3489044_po_0750.pdf?contentNo=1)>

<sup>22</sup> 一部は日本における無線局の免許申請手数料等と類似。周波数オークションについても国により位置づけが異なっており、電波政策全体を包括的に検討する必要がある（例えば、日本の場合オークション制度がないことも考慮しなくてはならない）。本項では利用者が電波利用に際し国等に納入する費用全般を扱う。

## 1 米国

米国においては、連邦政府通信を除く民間事業者の電波利用<sup>23</sup>を連邦通信委員会（Federal Communications Commission: FCC）が管理しており、FCC は申請手数料及び行政手数料を徴収している（47 U.S.C. 158 及び 159）。申請手数料は免許の発行手続きに伴う費用を賄うために徴収される。一方、行政手数料は、FCC の規制活動（執行活動、政策・規則制定活動、利用者情報業務、国際活動）の費用を回収する目的で電波利用者の他、固定通信事業者やケーブルテレビ事業者からも徴収されており、厳密な意味では電波利用料とは異なる<sup>24</sup>。FCC 歳出予算額の議会承認を経て、行政手数料支払対象者のそれぞれの支払額は、FCC の関連各部署のフルタイム換算被用者数、サービス対象区域等 FCC の活動により行政手数料支払者にもたらされる便益に合理的に関連する要素を勘案して FCC が設定する。2014 年度は、総額 3 億 5929 万 9000 ドル（約 361 億円<sup>25</sup>）を徴収することについて議会に承認を求めた<sup>26</sup>。受領した金銭は FCC 予算を供給する口座に預託される。

米国では欧米諸国でも最も早い 1993 年段階で周波数オークションが導入されており<sup>27</sup>、これまでに 93 回のオークションが行われている<sup>28</sup>。オークションにより対価を払って電波利用の免許を得た場合には、申請手数料は免除されるが、行政手数料は徴収される。

## 2 EU

欧州連合（European Union: EU）では、2002 年のいわゆる EC 電気通信認可指令（2002/20/EC）<sup>29</sup>に関連する規定があり、周波数資源の有効な配分等のために、行政手数料<sup>30</sup>以外の料金を徴収することが認められている。これについては、意図された目的に対し客観的に正当であると認められ、透明性があり無差別かつ適切であることが求められるとともに、枠組み指令（2002/21/EC）<sup>31</sup>の第 8 条における目標<sup>32</sup>を考慮に入れることとされて

<sup>23</sup> 連邦政府通信については商務省国家電気通信情報庁（National Telecommunications and Information Administration: NTIA）が周波数等を管理しており、別に周波数管理料制度がある（「資料 4 諸外国における電波利用料制度について（電波利用料制度に関する研究会（第 2 回）配布資料）」2007.5.17. 総務省 HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/denpa\\_ken/pdf/070517\\_1\\_si4.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/denpa_ken/pdf/070517_1_si4.pdf)>）。

<sup>24</sup> 「世界情報通信事情 米国」総務省 HP <<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/america/pdf/001.pdf>>

<sup>25</sup> 1 ドル 100.38 円で計算（1000 万の位を四捨五入）。為替の換算レートは「関税定率法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める外国為替相場（適用期間：平成 25 年 12 月 1 日から平成 25 年 12 月 7 日まで）」<<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/kawase2013/kouji-rate20131201-1207.pdf>> によった（以下為替レートの換算は同資料を用いて同様に計算する。）。

<sup>26</sup> *Fiscal Year 2014 Budget Estimates Submitted to Congress*, Federal Communications Commission, 2013.4. <[http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\\_public/attachmatch/DOC-320096A1.pdf](http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-320096A1.pdf)>

<sup>27</sup> 砂田 前掲注(21)

<sup>28</sup> FCC “Auctions Summary.” <[http://wireless.fcc.gov/auctions/default.htm?job=auctions\\_all](http://wireless.fcc.gov/auctions/default.htm?job=auctions_all)>

<sup>29</sup> *DIRECTIVE 2002/20/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 March 2002 on the authorisation of electronic communications networks and services (Authorisation Directive)*. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0021:0021:EN:PDF>>

<sup>30</sup> 行政手数料（行政課金）は第 12 条で規定されており、一般認可の制度、利用権及び指令中に規定される特定の義務の管理、統制及び執行に伴う管理費用のみが対象とされている。これには国際協力、調和及び標準化、市場分析、遵守の監視及びその他の市場統制、並びに二次法令及びアクセスや相互接続に関する決定などの行政上の決定の作成及び執行を含む規制業務に関する費用を含むことができるとされている。

<sup>31</sup> *DIRECTIVE 2002/21/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 March 2002 on*

いる（第13条）。

以下では、加盟国のうち、イギリス、ドイツ及びフランスについて、電波利用に係る料金徴収制度を紹介する。

### (1) イギリス

イギリスで、周波数利用の対価として支払われるのは、無線電信免許料である<sup>33</sup>。無線電信免許料は英国情報通信庁（Office of Communication: Ofcom）が徴収し、統合国庫資金（日本の一般会計に相当）に納付される。ただし、Ofcomの行政費用を賄うため一部または全部を留保する制度がある<sup>34</sup>。

1998年無線電信法（Wireless Telegraphy Act 1998（c.6））の制定により、無線電信免許料の料金設定（スペクトラム・プライシング）には市場原理が導入されることとなった。無線電信免許の多くは年に1回更新され、そのたびに同額の無線電信免許料を支払う。オークションが適用される帯域では、免許期間が長期に設定されており、毎年の無線電信免許料は課されない。

オークション対象でない帯域では、管理的料金設定が行われ、これには管理インセンティブ料金設定（Administrative Incentive Pricing: AIP）と規制的料金設定がある。ある帯域に対して、超過的な需要が認められる場合にはAIPを、認められない場合には規制的料金設定を用いることとなっている<sup>35</sup>。AIPは電波の経済的価値を算定して無線電信免許料を課すものであり、具体的には帯域幅、カバー地域、サービスの技術・経済的な要素等を勘案して料金が設定される。規制的料金設定は、行政費用の回収のため、周波数管理費用のみを徴収するものである。<sup>36</sup>

2013年3月31日時点で48,893の免許があり、2012/13年度において、徴収した無線電信免許料（オークションを除く。）は2億6260万ポンド（約425億円<sup>37</sup>）であった。他方、800MHz帯と2.6GHz帯においてオークションが行われ、23億6830万ポンド（約3834億円）が対象帯域の無線電信免許料となった。<sup>38</sup>

### (2) ドイツ

---

*a common regulatory framework for electronic communications networks and services (Framework Directive)*. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0033:0033:EN:PDF>>

<sup>32</sup> 第8条は「政策目標及び規制の原則」と題されており、電気通信ネットワーク等の競争を促すこと、EU域内市場の発展に貢献すること、欧州連合の民の利益を促進することが挙げられている。

<sup>33</sup> Wireless Telegraphy Act 2006（c.36）第12条、第21条。無線電信免許料は賃料的な性格を有する（周波数オークションに関する懇談会「周波数オークションに関する懇談会報告書」2011.12. 総務省HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000146432.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000146432.pdf)>）。その他、関連事業者に課せられるものに、放送免許料（テレビ/ラジオ事業者）、ネットワーク・サービス料（通信事業者）がある（「【参考資料2-2】 主要国の電波利用料等の概要（総務省「電波利用料の見直しに関する検討会（第2回）配布資料」）2013.4.5. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000217435.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000217435.pdf)>）。

<sup>34</sup> Communications Act 2003（c.21）第400条、第401条。

<sup>35</sup> Appendix A: *Our current practice in setting AIP fees: An appendix to SRSP: The revised Framework for Spectrum Pricing*, Ofcom, 2010.3. <<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/srsp/appendixA.pdf>>

<sup>36</sup> 飯塚留美「【資料2-1】 諸外国の電波利用料制度概況（電波利用料の見直しに関する検討会（第4回）配布資料）」2013.4.5. 総務省HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000217431.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000217431.pdf)>

<sup>37</sup> 1ポンド161.87円

<sup>38</sup> Section 400 Licence Fees and Penalties Account, Ofcom, 2013.3. <<http://www.ofcom.org.uk/files/2013/07/S400-fiscal.pdf>>

ドイツでは、電気通信法 (Telekommunikationsgesetz: TKG) 及び機器の電磁耐性の保証に関する法律 (Gesetz über die elektromagnetische Verträglichkeit von Betriebsmitteln) に基づき、「周波数割当手数料」と「周波数保護分担金」が徴収される。徴収権限は連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur) にあり、詳細はそれぞれ「周波数割当手数料令」、「周波数保護分担金令」で規定されている。周波数割当手数料は周波数割当てに必要な公的業務の費用の回収である<sup>39</sup>。

周波数保護分担金は個別の利用者に対して課すことのできないような電波利用者全体の利益となる事業<sup>40</sup>等の費用を賄うために、利用者が分担するという性格であり、日本の電波利用料と類似したものであると言える。料額は各利用者集団ごとの費用に基づき配分された後、国の負担分が控除され、使用する周波数等に応じて割り当てられる<sup>41</sup>。ドイツでもオークション制度が導入されており、実施帯域については周波数割当手数料が免除される<sup>42</sup>ものの、周波数保護分担金は徴収される。

これらは、国庫に納入され、連邦ネットワーク庁には、連邦財務省から年間予算が与えられる。2013年度予算における TKG に基づく手数料は 1607 万 2000 ユーロ (約 22 億円<sup>43</sup>)、周波数保護分担金は 5019 万 1000 ユーロ (約 68 億円) である<sup>44</sup>。

### (3) フランス

フランスでは、免許取得時に 1 回限りの免許取得料が課される。その他、年 1 回賦課される「周波数利用料」に「周波数管理料」と「周波数使用料」がある。「周波数管理料」は電波監理にかかる行政費用の回収として徴収される。一方で、「周波数使用料」は賃料的な性格のものとして徴収される<sup>45</sup>。一般財源であり、歳入と歳出は一致しない。また、オークション帯域についても、周波数管理料、周波数使用料の両方が賦課される。国防・公共安全・放送<sup>46</sup>等については、全額免除など免除規定がある。周波数利用料の総額は年間 2 億 5000 万ユーロ (約 338 億円) である。<sup>47</sup>

## 3 まとめ

各国における国による電波利用に関する課金は、①行政費用をベースに算出される手数料、②電波の経済的価値を反映した課金 (賃料・使用料)、③その両方の性格を持つものに

<sup>39</sup> 「世界情報通信事情 ドイツ」総務省 HP <<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/germany/pdf/049.pdf>>

<sup>40</sup> 「効率的かつ障害のない周波数利用の保証のために必要な測定、テスト及び互換性の調査を含む計画と更新」など (TKG §143)

<sup>41</sup> Info: Beiträge für Frequenzuteilungen, Bundesnetzagentur, 2012.12.12. <[http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/DE/Sachgebiete/Telekommunikation/Unternehmen\\_Institutionen/Frequenzen/GebuehrenBeitraege/Beitraege.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/DE/Sachgebiete/Telekommunikation/Unternehmen_Institutionen/Frequenzen/GebuehrenBeitraege/Beitraege.pdf?__blob=publicationFile&v=1)>

<sup>42</sup> ただし、オークション払込金が周波数割当手数料を下回る場合には差額分が徴収される (TKG §142(5))。

<sup>43</sup> 1 ユーロ 135.39 円

<sup>44</sup> Bundeshaushaltsplan 2013, Einzelplan 09, Kapitel 0918. <[http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche\\_Finanzen/Bundeshaushalt/Bundeshaushalt\\_2013/2013-01-08-HH2013-gesamdatei.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=5](http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Bundeshaushalt/Bundeshaushalt_2013/2013-01-08-HH2013-gesamdatei.pdf?__blob=publicationFile&v=5)>

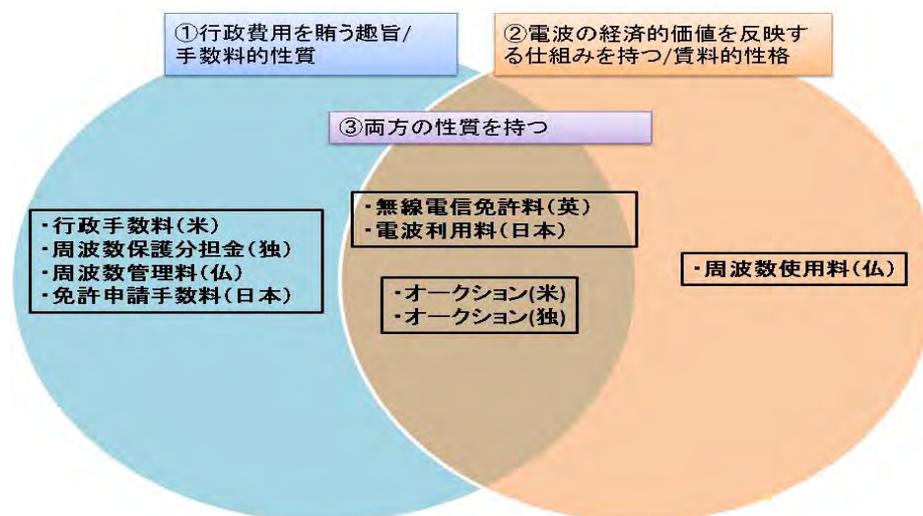
<sup>45</sup> 電波は賃貸されるものとみなされている。

<sup>46</sup> テレビ局に対しては別途「映画・視聴覚作品振興に対する財政的支援」のための目的税が課されている。

<sup>47</sup> 飯塚 前掲注(36); 「世界情報通信事情 フランス」総務省 HP <<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/french/pdf/033.pdf>>

分類される（図2参照）<sup>48</sup>。

図2 各国の電波利用に関する課金類型



(注) 米・独のオークションについてはオークション払込金の法令上の位置づけは明らかでないといわれるが、申請手数料等が免除されること（米・独）、オークションの経費分はFCCが留保すること（「周波数オークションに関する懇談会報告書」周波数オークションに関する懇談会，2011.12. 総務省 HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000146432.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000146432.pdf)>）等から③に含めた。

（出典）各種資料に基づき筆者作成。

米国（行政手数料）・ドイツ（周波数保護分担金）では手数料ないし分担金的な性格が強く、イギリス（無線電信免許料）・フランス（周波数使用料）では電波の対価としての性格が強くなっている。日本と比較的近いと考えられる前者においては、各グループごとに得られる受益を勘案して料額が設定されており、他方、後者においては電波の経済的価値を反映する仕組みを持っている。

また、オークション等による単年度の収入を除いた毎年の歳入規模は日本の電波利用料よりも小さく<sup>49</sup>、電波管理費用は日本の電波共益事務費用より少額であると考えられる<sup>50</sup>。

### Ⅲ 電波利用料制度に関する議論

電波利用料については、負担の公平性や用途の透明性等の点から議論がある。以下では、第一に電波利用料の性格に関する議論を整理した上で、歳入の観点から「特性係数」を中

<sup>48</sup> EC 認可指令（2002/20/EC）に当てはめるならば、第12条の行政手数料が①に相当し、第13条の行政手数料以外の料金が②に相当すると考えられる。

<sup>49</sup> オークション収入が縮小傾向にあるために、電波利用料に類する課金の適用拡大を検討している国もある（飯塚 前掲注(36)）。

<sup>50</sup> 例えば、英国の電波管理費用（2011/12年）は4011万ポンド（約64億9260万円）とされる。（*Addendum to Consultation Spectrum Pricing: A framework for setting cost based fees*, Ofcom, 2013.11. <[http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/cbframework/summary/CBF\\_Addendum\\_to\\_Consultation\\_Nov13.pdf](http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/cbframework/summary/CBF_Addendum_to_Consultation_Nov13.pdf)>）

心に、歳出の観点から使途の拡大とその公平性の問題を取り上げる。

## 1 電波利用料の法的性格

電波利用料の法的性格は、税や手数料、公物占用料ではなく、成員（無線局）全体が費用を負担すると言う特殊な負担金（広義の手数料）であると位置づけられている<sup>51</sup>。電波利用料あるいは電波そのものの法的性格の議論は、電波利用料の使途や負担の配分とも関連する議論である。

電波利用料の法的性格については、導入前の内閣法制局審査において、①報償としての手数料、②実費としての手数料、③公物占用料、④目的税、⑤特殊な負担金の5つが検討された。しかし、①報償としての手数料は、税との切り分けの困難さから、②実費としての手数料は免許手数料が既に賦課されているためその切り分けが難しいことから、③公物占用料については電波利用が特許ではなく免許人の受益が反射的利益に過ぎないことから、④目的税は無線局に対し既に登録免許税が課されていることなどから、それぞれ困難であったとされ、結局は、⑤特殊な負担金という性格になったとされている<sup>52</sup>。

表1 電波利用料の性格

	広義の手数料		公物占用料	租税
	狭義の手数料	特殊な負担金 (現行の電波利用料)		
着眼点	対価性			担税力(目的税は一部対価性)
何に対する金銭か	行政サービス		公物の利用によって得られる利益	反対給付の性質を持たない
使途の限定	○	○	○	△(目的税は可能)
経済的価値の勘案	×	△	○	—
電波利用料が当てはまらない理由	・対応する役務が特定人に対するものではなく集団(無線局全体) ・報償としての手数料は税との切り分けが困難 ・実費としての手数料は免許(申請)手数料が既に賦課	—	・電波利用は特許ではない ・受益が反射的利益に過ぎない ・物に対する使用の概念を適用できるか議論がある	・電波利用料は受益に対して徴収されるものである。 ・無線局に対しては、登録免許税があり、二重課税になる。
備考	特定人に対して提供される役務の反対給付(受益者と負担が一对一で対応)	狭義の手数料と異なり、クラブ員(無線局)全体が受益。(他にNHK受信料)	平成17(2005)年改正に向けた研究会で、電波利用料において経済的価値を反映するため公物占用料の性格を加えることを検討。	—

(注1) 表中の記述の一部には異なる見解があるが出典に従った。例えば、電波利用の一部を特許とみなす議論もある。

(注2) 平成17(2005)年改正に向けた研究会では、広義の手数料として電波利用料を考えた場合、電波の経済的価値を反映させることはできないとされていた。現在は料額算定において勘案される。

(出典) 電波政策研究会編『電波利用料ガイドブック』クリエイト・クルーズ、1992、pp.62-67; 「最終報告書(案) 電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方[調整中]」電波有効利用政策研究会、2004、p.58. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/yuko/pdf/040927\\_2\\_06.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/yuko/pdf/040927_2_06.pdf)>; 森本哲夫ほか「座談会 電波利用料制度創設十周年—制度の目指したもの・行政への期待」『通信協会雑誌』1125号、2005.2、pp.4-19に基づき筆者作成。

平成17(2005)年改正に向け電波利用料の法的性格の抜本的な見直しを検討した総務省

<sup>51</sup> 電波政策研究会編『電波利用料ガイドブック』クリエイト・クルーズ、1992、pp.62-67; 森本ほか 前掲注(14)

<sup>52</sup> 森本ほか 前掲注(14) ただし、導入への検討を進める中で、徴収の割当方法等がより手数料的な意味合いに近づいたため、免許手数料との重複が指摘された(「93年度からの電波利用料、導入を巡り混乱」『日経コミュニケーション』1992.3.16、pp.26-27)。電波利用料は「広義の手数料という性格」とする答弁もある(第171回国会衆議院総務委員会議録第13号 平成21年4月9日 p.4(総務省総合通信基盤局長の答弁))。

総合通信基盤局長の私的研究会「電波有効利用政策研究会」の最終報告書案<sup>53</sup>では、電波利用料に現行の広義の手数料としての性格に加え、使用料概念の導入検討が必要であり、その場合、公物占用料<sup>54</sup>として整理することが適切であるとした。その上で、事務を2群（電波の経済的価値の向上につながる事務と電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務）に分けた新算定方式を導入すべきであるとされていた（表1参照）。

電波利用料の法的性格の変更が望まれた理由には、電波の経済的価値を料額設定に反映することで効率的な電波利用への移行が進むこと、共益費用として整理することは難しかった用途の拡大（基礎的な研究開発など）をできることがあった。しかしながら、その後の検討で、制度の基本的性格の変更は見送られた。一方で、算定方式は現行方式（後述）に変更され、電波資源拡大のための研究開発が用途に加えられた<sup>55</sup>。制度導入当初、電波資源拡大のための研究開発は、受益と負担の関係性の問題から用途に盛り込まれなかったという経緯がある。これは新たな技術により利益を得るのが、将来の免許人であり、受益者負担の考えになじまないこと、リスクの高い基礎技術開発は国の責務であることから一般財源で行われるものであることが理由とされていた<sup>56</sup>。

電波利用料を使用料（公物占用料）的な性格として捉えることについては、総務省総合通信基盤局長が「使用料というのは、通常、公物のような物に対する使用という概念が通常でございますけれども、電波をそのような形で物に対する使用ということで直ちにとらえられるのかというのがそもそも電波利用料発足のときからの議論」と答弁しており<sup>57</sup>、その基本的性格を考えた場合、「使用料」的なものへの転換は難しい（麻生太郎総務大臣（当時））と説明された<sup>58</sup>。

## 2 料額に関連した議論—特性係数を中心に

電波利用料を負担している免許人のうち、負担額の上位の多くを占めるのは、放送事業者と電気通信事業者である。総務省の検討会資料によれば、上位100者には、放送事業者61者、電気通信事業者15者が含まれている。しかし、電波利用料歳入の72.3%が携帯電話事業者からのものであり（放送事業者は7.2%）、1者あたりの負担額についても、表2

<sup>53</sup> 「最終報告書（案）電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方[調整中]」電波有効利用政策研究会、2004、p.58。<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/yuko/pdf/040927\\_2\\_06.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/yuko/pdf/040927_2_06.pdf)>

<sup>54</sup> 電波の法的性格については、無線局の免許の観点から議論がされてきた。電波を「公物」と捉える（または類推で論じる）こともある（例えば、梅野安法「公物管理行政としての電波行政と無線局の法的性格について」『電波時報』20(2)、1965.2、pp.62-65。その他、宇賀克也『行政法概説Ⅲ 行政組織法/公務員法/公物法 [第3版]』有斐閣、2012、p.473も参照。）。一方で、このような「電波公物論」的な発想は、必ずしも適切な道具概念ではないという指摘もある（塩野宏「放送事業と行政介入—放送局免許法制を中心として」『ジュリスト』(463)、1970.10.1、pp.25-39; 塩野宏『行政法Ⅲ 行政組織法 [第4版]』有斐閣、2012、pp.359-360）。

<sup>55</sup> 基礎的な研究開発等は周波数の経済的価値を高めるものであるとして用途の1つに導入された。この改正をもって公物「使用料」の意味も勘案された手数料として位置づけられたとする論者もいる（湧口清隆「経済学のなかの燈台」の現代政策上の意義—わが国の電波利用料制度をめぐって」『相模女子大学紀要 C 社会系』76号、2012、pp.67-77）。

<sup>56</sup> 荒井透雅「電波利用料制度の創設—電波法一部改正案」『立法と調査』169号、1992.4、pp.30-34。このことからわかるとおり、電波利用料制度によって賄われる電波行政事務は受益の対象が国民一般でも個別の申請者・免許人でもなく、無線局全体であるものと考えられていた（電波政策研究会編 前掲注(51)）。

<sup>57</sup> 第163回国会参議院総務委員会会議録第4号 平成17年10月25日 p.7。

<sup>58</sup> 第163回国会参議院会議録第8号 平成17年10月21日 pp.6-7。

に示した通り、電気通信事業者の負担が相対的に大きいことから、使用する周波数帯域や売上高に比して、放送事業者の負担が少ないと指摘されることがある。

表2 放送事業者・電気通信事業者における電波利用料負担額上位5者（平成23年度）

順位	放送事業者	負担額	電気通信事業者	負担額
1	日本放送協会	18.672	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	254.083
2	日本テレビ放送網株式会社	4.191	KDDI株式会社	140.078
3	株式会社TBSテレビ	4.161	ソフトバンクモバイル株式会社	132.387
4	株式会社テレビ朝日	3.982	イー・アクセス株式会社	35.050
5	株式会社フジテレビジョン	3.881	UQコミュニケーションズ株式会社	33.767

(注) 負担額の単位はいずれも億円。

(出典) 【参考資料1-3】電波利用料を負担している主な免許人について（電波利用料の見直しに関する検討会（第1回）配布資料）2013.3.4. 総務省 HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000209023.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000209023.pdf)>

各無線局の電波利用料額の算定は、電波共益事務を電波の経済的価値の向上につながる事務（a群）<sup>59</sup>と電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務（b群）<sup>60</sup>に分けて行われる<sup>61</sup>。a群については周波数の逼迫状況や使用帯域幅に応じて各無線システムに配分し、各システム内では使用帯域幅や地域・電力等を勘案して各無線局に配分される。b群については、全ての無線局で均等割りにし、a群とb群を合算したものが各無線局の電波利用料額となる。このうち、a群の算定における各無線システムへの配分の段階で無線局の特性を考慮した軽減係数である「特性係数」<sup>62</sup>が勘案される。

携帯電話事業者からは、放送と通信の料額がアンバランスであるとして、特性係数の廃止または電気通信事業者への適用を求める声がある。検討会報告書では、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を携帯電話事業者にも適用することを適当とする一方で、「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数については、ユニバーサルサービス義務に明確な差があることなどを理由に適用すべきではないとされた。

一方で、諸外国と比較して携帯電話事業者が安く周波数を得ていること、携帯電話事業者が放送事業者に比して収益力があることなどを理由に電波利用料をより多く負担すべきは携帯電話事業者であるという議論もある<sup>63</sup>。日本民間放送連盟は、携帯電話事業者が負担する電波利用料532億円のうち、携帯電話端末分である約260億円については「携帯電話の契約料等を介してユーザ（国民）が負担していると解される」等として、電波利用の性質の違いから、負担はアンバランスではないと主張している<sup>64</sup>。

<sup>59</sup> 電波資源確保のための研究開発、技術試験事務等

<sup>60</sup> 電波監視、総合無線局管理システムの運用等

<sup>61</sup> この料額の算定方式は前述のとおり平成17（2005）年の電波法改正によって導入された。

<sup>62</sup> 国民への電波利用の普及にかかる責務等（2分の1）、国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの（2分の1）など。例えば、テレビ・ラジオは前にあげた2つが適用され、使用帯域幅の4分の1となる（「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」総務省 HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000269884.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000269884.pdf)>）。

<sup>63</sup> 町田徹「電波利用料の国民負担が拡大？ソフトバンクの放送局転嫁論の裏に電波官僚のつばぜり合い」『現代ビジネス』2013.6.4. <<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/35996>>

<sup>64</sup> 日本民間放送連盟「資料4-2 電波利用料の見直しに関する検討会ご説明資料（電波利用料の見直しに関する検討会（第4回）配布資料）」2013.5.13. 総務省 HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000223959.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000223959.pdf)> これに対し、携帯電話事業者は基本的に、「端末毎の料額に応じて利用者1人当たりいくらという考え方でサ

また、携帯電話事業者の場合、周波数帯当たりの無線局が増える、すなわち、電波を有効に活用すればするほど、電波利用料の徴収額が上がるため、電波有効利用への逆のインセンティブになるという指摘があった。検討会報告書では、携帯電話等については、b群についても無線局数ではなく周波数帯に応じて徴収することを提言している<sup>65</sup>。

この他、国等の無線局について電波利用料が免除されていることから、その取扱いについても議論がある<sup>66</sup>。

### 3 使途の拡大と受益者負担

上述のとおり、現在では電波利用料の使途は電波法第 104 条の 2 第 4 項に限定列挙されている。当初より、使途の拡大については、行政の肥大化を招く可能性があるなどといった理由から懸念が示されていた<sup>67</sup>。しかし、平成 8（1996）年以降の電波法改正により、その使途は追加されていった<sup>68</sup>（表 3）。

現在では、歳出予算（734.7 億円）中、地上デジタル放送総合対策費が 318.3 億円（43.3%）と最も大きな割合を占め、次いで研究開発等 159.3 億円（21.7%）、総合無線局管理システム 66.3 億円（9.0%）、電波監視 66.2 億円（9.0%）と続いている。こうした使途の拡大については、携帯電話の普及等により、歳入が拡大したために望ましい使途を後から付け加えたものであるという見方があり<sup>69</sup>、事業者の中には、使途を限定的に考えて、規模を縮小すべきだという見解がある。他方で、一見直接的に期待される受益の範囲を越える使途についても、先発者利益や将来の利用可能性を受益（利用可能性便益）と考えられるために受益と負担の関係の整合性はとれているとする論者もいる<sup>70</sup>。

個別の使途についても、平成 21（2009）年、平成 23（2011）年の行政刷新会議で厳しい指摘がなされたほか、近年電波利用料支出の多くを占めてきた地上デジタル放送移行について、電波共益事務である根拠とされた空き周波数帯の活用が進んでいない実態が指摘さ

ービス料金を算定しているわけではない」としている（「参考資料 4-2 電波利用料の見直しに関する検討会（第 3 回会合）議事要旨（電波利用料の見直しに関する検討会（第 4 回）配布資料）」2013.5.13. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000223970.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000223970.pdf)>）。

<sup>65</sup> 常に電波を発生しているわけではないものも多く、その無線局数も多くなることが予測される M2M についても電波利用料の免除等の要請がなされていたが、携帯電話等との一律の切り分けが困難であることもあり、同様に周波数帯に応じた徴収が提言されている。

<sup>66</sup> 例えば、安藤利昭「電波利用料制度の見直し—電波法一部改正案」『立法と調査』247 号、2005.4、pp.8-11。

<sup>67</sup> 例えば、経団連の内田公三常務理事（当時）は「使途などに歯止めをかけないと、急激に税額が増えた石油税の二の舞いになりかねないし、行政の肥大化を招くのではないか」（「電波利用の有料化着手 国民納得の計画が前提（解説）」『読売新聞』1991.9.3）と述べている。

<sup>68</sup> 法律に明示されていない事務が、「その他の事務」として行われており、第 169 回国会（平成 20（2008）年）における改正（衆議院修正案）で使途を全て明記することとなった点には留意する必要がある。修正案提出後、同年には電波利用料の一部が職員のレクリエーション費等に流用されていたことが判明し、国会でも追及された（第 169 回国会参議院総務委員会会議録第 15 号 平成 20 年 5 月 20 日；「電波利用料で野球観戦・映画… 民主 「総務省が無駄遣い」」『朝日新聞』2008.5.20）。

<sup>69</sup> 鬼木甫 情報経済研究所代表取締役所長（大阪大学・大阪学院大学名誉教授）の提言型事業仕分け（平成 23（2011）年 11 月 21 日）における発言。（「行政刷新会議ワーキンググループ「提言型政策仕分け」 WG-B 項目番号：B3-2 項目名：情報通信 電波利用料の活用」内閣府行政刷新会議事務局，2011.11.21. <<http://www.ca.go.jp/sasshin/seisaku-shiwake/detail/gjigaiyou/b3-2.pdf>>）

<sup>70</sup> 湧口 前掲注(55)

れている<sup>71</sup>。

表3 電波利用料の用途の変遷

施行年	電波利用料の用途
平成5(1993)年	制度創設：電波監視、総合無線局管理ファイルの作成・管理、その他（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）
平成8(1996)年	技術試験事務を追加
平成13(2001)年	特定周波数変更対策業務を追加
平成16(2004)年	特定周波数終了対策業務を追加
平成17(2005)年	電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備事業を追加
平成20(2008)年	用途のうち、その他（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）を改め、全て限定列挙することとし、国際標準化に関する連絡調整事務、地上デジタル放送移行対策関連業務、電波に関するリテラシーの向上のために行う事務を追加
平成21(2009)年	低所得世帯への地デジチューナー等の支援を追加
平成23(2011)年	東北3県におけるアナログ放送の延長期間の運用経費助成業務を追加
平成25(2013)年	防災行政無線等のデジタル化補助の追加

（出典）「電波利用料の見直しに関する検討会報告書～電波利用料の見直しに関する基本方針～」電波利用料の見直しに関する検討会, 2013.8, p.4. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000246728.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000246728.pdf)> に基づき筆者作成。

検討会報告書では、放送ネットワークの強靱化としてラジオ放送の難視聴地域解消に充当することを適当としているが、これについても、電波利用料の大半を負担する携帯電話キャリア（あるいはその利用者）は、ラジオと直接関係がない主体であることが指摘される。また、こうした「ユニバーサルサービス」的な予算措置については、経済的な効率性の観点からも批判がある。<sup>72</sup>

一方で、携帯電話が普及するなど、国民の多くが電波利用料を直接・間接に負担しているといった状況から、用途に無理やりあてはめることで非効率になっているという考え方や一般財源化すべきとの見解も示されている<sup>73</sup>。

## おわりに

周波数の逼迫と共に、そこから生み出される社会的利益を最大化するような周波数の配分・活用がますます求められている。上で触れたオークションの他、EMM (Extended market mechanism)<sup>74</sup>など経済的なインセンティブを用いて最適な配分を追求する手法が研究され

<sup>71</sup> 「地デジ化で余った周波数帯、空き電波活用は携帯ばかり 検査院調査」『朝日新聞』2013.10.2. 地上デジタル放送移行（地デジ化）に伴う予算は電波利用料歳出に占める割合が大きく（平成25年度歳出666億円で317.3億円）、受信相談、チューナー等の支援、中継局整備支援等の関連事業に2360億円、前提となったアナログ周波数変更は1580億円で合計3940億円が費やされた（第183回国会参議院総務委員会会議録第12号 平成25年5月30日 p.24（総務省情報流通行政局長の答弁））。地デジ化により電波利用の効率化が進み、余剰の周波数帯を他の無線システムが使用できることが電波利用料を用いる理由の1つとされていた。

<sup>72</sup> 吉川尚宏「霞ヶ関25時 ユニバーサルサービスの思考からの脱却 「水道料金にあって電気通信料金にないもの」」『日経ニューメディア』(1390), 2013.10.21, p.11.

<sup>73</sup> 内閣府 前掲注(69)

<sup>74</sup> 鬼木甫 情報経済研究所代表取締役所長（大阪大学・大阪学院大学名誉教授）が提唱（例えば、以下を参照。鬼木甫「周波数再編成（利用変更・移転）のエコノミクス（2 前編）新システム（EMM）による再編成加速の

ている。また、諸外国のなかには周波数取引制度や返納のための逆オークションが検討・導入されている国<sup>75</sup>もある。

現在の日本の電波利用料制度はその電波利用の共益事務費用を分担するものだが、用途及び規模が拡大しており、そのあり方は経済的な側面から電波の配分や活用の方法に影響を及ぼす。今後発展が見込まれる産業分野の成長が妨げられるといったことも考えられる<sup>76</sup>。電波資源の有効な活用の観点から、電波制度全体のなかで検討が加えられる必要があろう。

---

提案」『InfoCom review』(58), 2012.11, pp.20-44; 鬼木甫「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクス(2 後編)新システム(EMM)による再編成加速の提案」『InfoCom review』(59), 2013.3, pp.2-24)。相模女子大学の湧口清隆教授は「現行の「電波利用料制度」では、EMMにおいて個々の無線局が申告する価格を総務省が既に勘案して徴収していると見なすことが可能(制度の簡素化)」としている(湧口清隆「電波利用料制度の経済学的な考え方(電波利用料の見直しに関する検討会(第2回)配布資料)」2013.4.5. 総務省 HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000217432.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000217432.pdf)>)。

<sup>75</sup> 周波数取引について、湧口清隆「電波政策の新たな潮流を考える 周波数取引とコモンズ—電波監理政策をめぐる欧米の挑戦」『海外電気通信』37(8), 2004.12, pp.23-65. その他、例えば、アメリカで逆オークション、チャンネル変更作業、それらの帯域のオークションを組み合わせたインセンティブ・オークションを実施することが決まっている(柴田厚「2014年アメリカ・周波数オークションの行方—ブロードバンド時代の電波利用は」『放送研究と調査』63(11), 2013.11, pp.80-89. <[http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2013\\_11/20131106.pdf](http://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2013_11/20131106.pdf)>)。

<sup>76</sup> 総務省の検討会ではM2Mが議論に上がった。